

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
特定個人情報等事務取扱要項

〔平成27年10月14日〕
制 定

改正 平成28年1月13日

改正 平成28年3月31日

改正 平成28年6月29日

改正 平成29年3月29日

改正 平成29年9月21日

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構個人情報保護規程（平成17年規程第31号。以下「個人情報保護規程」という。）第56条の規定に基づき、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の意義は、個人情報保護規程第2条の定めるところによる。

(個人番号関係事務の範囲)

第3条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における特定個人情報等を取り扱う個人番号関係事務の範囲は、別表1で掲げる事務その他、次の各号に規定する事務とする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づき機構が行う源泉徴収に関する事務
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき機構が行う個人住民税に関する事務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき機構が行う事務
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき機構が行う事務
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づき機構が行う事務
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき機構が行う事務
- (7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき機構が行う事務
- (8) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき機構が行う事務
- (9) その他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第3項で定められた事務

(特定個人情報等の範囲)

第4条 前条に規定する個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報等の範囲は、次

のとおりとする。

- (1) 機構が本人又は代理人（以下「本人等」という。）から番号法に基づく個人番号の確認（以下「個人番号確認」という。）及びその者が個人番号で識別される本人であることの確認（以下「本人確認」という。）を実施する際に提示を受けた第9条に規定する確認書類及びこれらの写し
- (2) 機構が行政機関等に提出するために作成した届出書類及びこれらの控え
- (3) 機構が法定調書を作成するうえで本人等から受領する個人番号が記載された申告書
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報

（特定個人情報等の利用目的）

第5条 機構が本人等から取得する特定個人情報等の利用目的は、第3条に規定する個人番号関係事務の範囲内とする。

（保護管理者等）

第6条 個人情報保護規程第4条第1項ただし書き、第5条第1項ただし書き及び第7条第1項に規定する保護管理者、保護担当者及び事務取扱担当者は、別表2のとおりとする。

（取扱区域等）

第7条 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）は、管理局の各課室及び各研究所、各研究施設、研究支援戦略推進部の事務室とする。

2 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域は、管理棟計算機室とする。

（個人番号の取得）

第8条 機構は、第3条に規定する個人番号関係事務を処理するため、本人等から個人番号を取得するものとする。

2 機構は、前項の規定により個人番号を取得する際、番号法に基づき個人番号確認及び本人確認をするものとする。

3 機構は、第1項の規定により代理人から個人番号を取得する際、番号法に基づき本人の個人番号確認、代理人の本人確認及び当該代理権の確認をするものとする。

（個人番号確認等の方法）

第9条 前条第2項の規定による個人番号確認及び本人確認は、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）若しくは番号法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第1条に規定する運転免許証等の書類（以下「運

転免許証等」という。)の提示を受けること又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)第12条第1項に規定する個人番号が記載された住民票の写し等及び運転免許証等の提示を受けることにより行うものとする。

- 2 前項に規定する本人確認が困難であると認められる場合は、番号法施行規則第1条第1項第2号で規定する個人番号利用事務を処理する者が適当と認める書類等により本人確認を行うことができるものとする。
- 3 前条第3項の規定による本人の個人番号確認、代理人の本人確認及び当該代理権の確認は、番号法施行令第12条第2項第3号に規定する本人に係る個人番号カード又は通知カード等の提示、番号法施行令第12条第2項第2号に規定する運転免許証等の提示及び番号法施行令第12条第2項第1号に規定する委任状等の提示を受けることにより行うものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第10条 機構は、第3条に規定する個人番号関係事務を処理するため、次の方法により特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

- (1) 本人等は、機構が必要と認める場合に特定個人情報等を記載した書類(以下「提出書類」という。)を事務取扱担当者に提出するものとする。
- (2) 事務取扱担当者は、前項により受け取った提出書類を封書にて福利厚生室へ移動させるものとする。
- (3) 福利厚生室の事務取扱担当者は、提出書類に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムに特定個人情報等を入力するものとする。
- (4) 福利厚生室の事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムから特定個人情報等を出し、関係書類又は電子ファイル(以下、「関係書類等」という。)を作成するものとする。
- (5) 福利厚生室の事務取扱担当者は、関係書類等を行政機関等へ提出する場合、容易に個人番号が判明しない措置を施し追跡可能な方法で移送するものとする。
- (6) 福利厚生室の事務取扱担当者は、本人等に関係書類を交付する必要がある場合、封書等で交付するものとする。
- (7) 事務取扱担当者は、関係書類等を保管する場合、第7条に規定する取扱区域の書庫等で施錠管理を行うものとする。

(特定個人情報等の廃棄)

第11条 事務取扱担当者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構文書管理規程(平成24年規程第26号)に定める保存期間を満了した関係書類等を廃棄する場合は、復元又は判読不可能な方法で廃棄するものとする。

- 2 前項による廃棄を外部に委託する場合は、委託先が確実に廃棄したことを証明書等により確認するものとする。

(運用状況の確認)

第12条 機構は、運用状況確認のため、以下の場合に利用実績を記録するものとする。

- (1) 第10条各号により特定個人情報等を取扱う場合
- (2) 第11条第1項により特定個人情報等を廃棄する場合

附記

この要項は、平成27年10月14日から実施する。

附記(改正 平成28年1月13日)

この要項は、平成28年1月13日から実施する。

附記(改正 平成28年3月31日)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附記(改正 平成28年6月29日)

この要項は、平成28年6月29日から実施する。

附記(改正 平成29年3月29日)

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附記(改正 平成29年9月21日)

この要項は、平成29年9月21日から実施し、平成29年5月30日から適用する。

別表1（第3条関係）

名称		特定個人情報等の範囲	利用目的
1	役職員、扶養親族及び謝金支払先 個人番号ファイル	役職員、扶養親族及び謝金 支払先の個人番号、氏名、 住所、生年月日、性別	各種法定調書等への付 番の為の元データ
2	源泉徴収票（給与支払報告書）	役職員、扶養親族及び謝金 支払先の個人番号、氏名、 その他記載事項	書面又は電子ファイル の税務署及び市区町村 への提出
3	扶養控除等（異動）申告書	役職員及び扶養親族の個 人番号、氏名、その他記載 事項	書面の税務署への提出
4	退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	退職する役職員の個人番 号、氏名、その他記載事項	書面の税務署及び市区 町村への提出
5	退職所得の受給に関する申告書	退職する役職員の個人番 号、氏名、その他記載事項	書面の税務署への提出
6	退職手当金等受給者別支払調書	退職した役職員及び受給 者の個人番号、氏名、その 他記載事項	書面の税務署への提出
7	報酬、不動産の使用料等の支払先（個 人）の個人番号ファイル	報酬・不動産の使用料等の 支払先（個人）の個人番号、 氏名、住所	各種法定調書への付番 の為の元データ
8	報酬、料金、契約金及び賞金に関する 支払調書	報酬の支払先（個人）の個 人番号、氏名、その他記載 事項	書面の税務署への提出
9	不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払 先（個人）の個人番号、氏 名、その他記載事項	書面の税務署への提出
10	不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産等の譲受けの対価 の支払先（個人）の個人番 号、氏名、その他記載事項	書面の税務署への提出
11	不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書	不動産売買等のあっせん 手数料支払先（個人）の個 人番号、氏名、その他記載 事項	書面の税務署への提出
12	非居住者等に支払われる給与、報酬、 年金及び賞金の支払調書	給与、報酬等の支払先（非 居住者である個人）の個人 番号、氏名、その他記載事 項	書面の税務署への提出
13	非居住者等に支払われる工業所有権 の使用料等の支払調書	工業所有権の使用料等の 支払先（非居住者である個 人）の個人番号、氏名、そ の他記載事項	書面の税務署への提出
14	租税条約に関する届出書	届出者の個人番号、氏名、 その他記載事項	書面の税務署への提出
15	租税条約に関する源泉徴収税額の還 付請求書	還付請求者の個人番号、氏 名、その他記載事項	書面の税務署への提出

16	財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄申告書	申告者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の受入金融機関経由での税務署への提出
17	財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄異動・勤務先異動申告書	申告者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の受入金融機関経由での税務署への提出
18	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の公共職業安定所への提出
19	雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の公共職業安定所への提出
20	雇用保険被保険者離職票—1・資格喪失確認通知書（被保険者通知用）	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の被保険者への送付
21	高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の公共職業安定所への提出
22	育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の公共職業安定所への提出
23	介護休業給付金支給申請書	被保険者の個人番号、被保険者番号、氏名、その他記載事項	書面の公共職業安定所への提出
24	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
25	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
26	厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
27	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書類の日本年金機構への提出
28	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	70歳以上の被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
29	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者変更届	70歳以上の被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
30	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	70歳以上の被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
31	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届	被保険者及び配偶者である第3号被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
32	国民年金第3号被保険者関係届	被保険者及び配偶者である第3号被保険者の個人番号	書面の日本年金機構への提出

		号、氏名、その他記載事項	
33	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
34	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
35	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
36	健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
37	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
38	厚生年金保険被保険者種別変更届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
39	厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
40	厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
41	厚生年金保険適用証明期間継続・延長申請書	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
42	厚生年金保険適用証明書交付申請書	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
43	健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届	被保険者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の日本年金機構への提出
44	非課税貯蓄申告書	申告者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の文部科学省共済組合本部経由での税務署への提出
45	非課税貯蓄限度額変更申告書	申告者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の文部科学省共済組合本部経由での税務署への提出
46	非課税貯蓄廃止申告書	申告者の個人番号、氏名、その他記載事項	書面の文部科学省共済組合本部経由での税務署への提出

47	非課税貯蓄に関する異動申告書	申告者の個人番号、氏名、 その他記載事項	書面の文部科学省共済 組合本部経由での税務 署への提出
48	非課税貯蓄者死亡届出書	対象者の個人番号、氏名、 その他記載事項	書面の文部科学省共済 組合本部経由での税務 署への提出

別表2（第6条関係）

区 分	所 属	担当者
保護管理者	素粒子原子核研究所	所長
	物質構造科学研究所	
	加速器研究施設	施設長
	共通基盤研究施設	
	研究支援戦略推進部	部長
	管理局各課室	各課室長（決算室長、資産マネジメント室長、整備管理課長を除く）
保護担当者	素粒子原子核研究所	保護管理者が指定する者
	物質構造科学研究所	
	加速器研究施設	
	放射線科学センター	
	計算科学センター	
	超伝導低温工学センター	
	機械工学センター	
	研究支援戦略推進部	
	総務部総務課	総務係長
	総務部人事労務課 （人事労務課福利厚生室に関するものを除く）	労務係長 人事第一係長 人事第二係長
	総務部人事労務課福利厚生室	共済福祉係長 給与係長 専門職員（福祉担当）
	総務部情報基盤管理課	システム企画係長 システム管理係長
	財務部主計課	総務係長
	財務部経理課	経理係長
	財務部契約課 （契約課東海契約室に関するものを除く）	総括契約係長
	財務部契約課東海契約室	東海契約第一係長
	研究協力部研究協力課 （研究協力課共同利用支援室に関するものを除く）	研究協力係長
	研究協力部研究協力課共同利用	共同利用係長

	支援室	
	研究協力部国際企画課	国際企画第一係長
	施設部施設企画課・整備管理課	施設企画係長
	東海管理課	総務係長
事務取扱担当者	素粒子原子核研究所	各研究所・各研究施設等事務室個人番号関係事務担当者
	物質構造科学研究所	
	加速器研究施設	
	放射線科学センター	
	計算科学センター	
	超伝導低温工学センター	
	機械工学センター	
	研究支援戦略推進部	
	総務部総務課	総務係
	総務部人事労務課 (人事労務課福利厚生室に関するものを除く)	労務係
	総務部人事労務課福利厚生室	人事第一係
		人事第二係
		共済福祉係
	総務部情報基盤管理課	給与係
		専門職員(福祉担当)
		システム企画係
		システム管理係
	財務部主計課	総務係
	財務部経理課	経理係
	財務部契約課 (契約課東海契約室に関するものを除く)	総括契約係
財務部契約課東海契約室	東海契約第一係	
研究協力部研究協力課 (研究協力課共同利用支援室に関するものを除く)	研究協力係	
研究協力部研究協力課共同利用支援室	共同利用係	
研究協力部国際企画課	国際企画第一係	
施設部施設企画課・整備管理課	施設企画係	
東海管理課	総務係	